

『委託』において公募型指名競争入札の対象範囲を拡大します！

行政運営調整局契約第二課契約分について、平成20年度早期発注分（入札を平成19年度中に行い、契約日が平成20年4月1日になる案件）から、次の種目について公募型指名競争入札の対象範囲を拡大します。拡大する1,000万円以上の公募型指名競争入札対象案件については、電子入札となり、紙での入札等は一切できなくなりますので、電子入札の準備をお願いいたします。

対象営業種目

種目コード	対象営業種目（平成19・20年度登録種目一覧表による）
302	警備業務（全案件） ※人的警備に限る
312	道路・公園清掃（予定価格が1,000万円以上の案件）
313	公園緑地等管理（予定価格が1,200万円以上の案件）
321	検査・測定（全案件）
330	廃棄物処理（予定価格が1,000万円以上の案件）

●案件の公表について

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」→「入札・契約情報」→「発注情報（物品・委託等及び設計・測量等）」→「発注情報」→「●一般競争入札、公募型指名競争入札及び公募型見積合せ・発注情報」において、平成20年1月下旬より、平成20年度契約（早期発注分）案件を順次公表いたしますので、是非、ご覧ください。 ※平成20年度契約（早期発注分）については、「発注情報検索（物品・委託等）」の画面で、年度「平成20」を選択の上、検索してください。

●物品・委託等の電子入札について

現在、行政運営調整局契約第二課、水道局契約課、交通局財務課で行う一般競争入札及び予定価格が1,000万円以上の公募型指名競争入札で電子入札を導入しているところですが、平成20年4月より原則すべての公募型指名競争入札で電子入札を導入します。（入札案件の公告・公表日が基準日となります。）

●電子入札になると

「入札参加の申込」や「入札書の提出」など、入札に係る一連の手続きの大部分をインターネット(ヨコハマ・入札のとびら)を通じて行います。

電子入札の対象となる案件では、紙での「入札参加の申込」や「入札書の提出」などは一切できませんので、ご注意ください。

●電子入札に必要な準備

電子入札に参加するためには、次の事前準備が必要となります。

1 パソコンの用意と環境設定

電子入札ではインターネットを介しての入札となりますので、必ずインターネットに接続できるパ

ソコンが必要となります。

※入札への参加はホームページ等で参加する案件を検索し、各自でインターネットを介して入札への参加申込みをしていただくこととなります。

2 メールアドレスの登録

電子入札では、開札結果の通知等を電子メールで送信します。入札参加資格申請の際にメールアドレスの登録をしていない場合は、必ず申請システムで登録（変更手続）を行ってください。

3 IC カードの準備と利用者登録

電子入札には、電子入札コアシステムに対応した認証局が発行するIC カード及びIC カードリーダーが必要となります。

なお、IC カードの名義人は、横浜市入札参加資格審査申請で届け出た契約者となります。ただし、契約者を委任している場合においては、所定の届出を行うことにより代表者のIC カードの使用を認めています。詳細については、各契約部署の「横浜市電子入札運用基準（物品・委託等関係）」を確認してください。

また、購入したIC カードは、横浜市電子入札システムへ“利用者登録”を必ず行ってください。

4 操作方法

操作方法については、電子入札簡易マニュアル（物品・委託等）を参照してください。

また、操作でお困りの場合には、電子入札ヘルプデスクにお問い合わせください。

制度に関するお問い合わせ：行政運営調整局契約第二課

☎045-671-2186

操作等に関するお問い合わせ：電子入札ヘルプデスク

☎045-662-7992